

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、電気工事の施工及び施工の指示業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日から、電気設備工事のためCに出張した（以下「本件出張」という。）ところ、同月〇日午後〇時〇分頃、本件出張の帰路の船内で激しい頭痛を訴え、同日、寄港先のD医療センターに受診し「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された後、ドクターヘリでE病院に救急搬送され入院加療したが、同月〇日、死亡した。死亡診断書には、「直接死因：くも膜下出血」、「くも膜下出血の原因：椎骨動脈解離」、「死因の種類：病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した疾病について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「くも膜下出血」と診断し、その発症時期は平成〇年〇月〇日と述べており、同医師の意見は、G医師及びH医師の意見書、診療録等の医学的資料を踏まえ、被災者の死因等について総合的に検討したものであり、当審査会としても、本件疾病の発症経緯等からみて、同意見は妥当であると判断する。

(2) 本件疾病を含む脳血管疾患に係る業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりであることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 被災者の労働時間について

ア 始業・終業時刻

事業場内で作業に従事する日について、請求人及び会社関係者が、所定労働時間のとおり、おおむね午前〇時に出社し、午後〇時〇分に退社したと申述していることから、始業時刻は原則午前9時、終業時刻は午後〇時〇分とするのが妥当である。

また、事業場外で現場作業に従事する日について、請求人及び会社関係者が、おおむね午前〇時に出社し、遅くとも午後〇時に退社したと申述していることから、始業時刻は原則午前〇時、終業時刻は午後〇時とするのが妥当である。

ただし、使用者申立書の記載により、被災者の始業時刻、終業時刻が特定できる場合は、当該時刻とするのが妥当である。

イ 休憩時間

請求人は、就業規則上の昼休憩 1 時間のみであると主張しているが、会社関係者は、事業場内・事業場外の勤務を問わず、昼休憩 1 時間のほかに午前と午後 30 分ずつ休憩時間を取得していたと申述していることから、休憩時間は原則 2 時間取得していたとするのが妥当である。

ウ なお、請求人は、被災者が代休を取得した日について、就業日として換算を行うべきと主張しているが、被災者は当該日に業務に従事していないことから、労働時間として算定するのは妥当でなく、上記請求人の主張は採用できない。

エ 以上から、当審査会においても、審査官が決定書理由において認定した労働時間集計表が妥当であると判断する。

(4) 異常な出来事について

業務によるトラブル等はなく、作業環境は A より若干温暖な気候であったことから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、本件疾病の発症直前から前日までの間において、被災者が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(5) 短期間の過重業務について

労働時間集計表のとおり、発症前 1 週間に休日が 3 日あり、時間外労働も認められないことから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、発症前おおむね 1 週間において、特に過重な業務は認められないものと判断する。

なお、請求人は、本件出張の往路船便において、被災者に船酔いによる体調不良や船のエンジン音、振動等による睡眠不足があったと主張しているが、請求人から提出された資料を見ても、被災者が乗船していたのは一般旅客定期航路で運航されている大型客船であり、客室の環境が騒音や振動等で睡眠できないほど過酷なものであったとは考えられないことから、上記請求人の主張は採用できない。

(6) 長期間の過重業務について

本件疾病発症前 6 か月間における被災者の労働時間の状況は、労働時間集計表のとおり、発症前 1 か月間の時間外労働時間は 4 時間 30 分であり、また、

発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均時間外労働時間は発症前5か月平均の37時間24分が最長であり、いずれも脳血管疾患の発症との関連性が強いと評価される1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働は認められない。

- (7) 以上を総合すると、被災者に発症した本件疾病については、認定基準に照らし発症直前から前日にかけて異常な出来事は認められず、また、発症に近接した短期間及び長期間の業務による過重性は認められないことから、業務上の事由によるものであると認めることはできない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。